㈢　試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者が試験研究機関等、研究開発法人又は大学等との契約により共同して行う研究開発等（㈣において「共同研究開発等」という。）の業務に専ら従事する科学技術に関する研究者又は技術者であって有期労働契約を締結したもの

㈣　共同研究開発等に係る運営管理に係る業務に専ら従事する者であって有期労働契約を締結したもの

3　我が国及び国民の安全に係る研究開発等に対する必要な資源の配分等

国は、我が国及び国民の安全に係る研究開発等並びに成果を収めることが困難であっても成果の実用化により極めて重要なイノベーションの創出をもたらす可能性のある革新的な研究開発に必要な資源の配分を行うものとし、我が国及び国民の安全の基盤をなす科学技術については、科学技術の振興に必要な資源の安定的な配分を行うよう配慮しなければならないこととした。（第二八条関係）

4　迅速かつ効果的な物品及び役務の調達

国は、研究開発法人及び大学等が研究開発等の特性を踏まえて迅速かつ効果的に物品及び役務の調達を行うことができるよう必要な措置を講ずるものとした。（第三二条の二関係）

5　研究開発等の適切な評価等

国は、国の資金により行われる研究開発等について、国際的な水準を踏まえるとともに、新規性の程度、革新性の程度等を踏まえて適切な評価を行うものとし、研究開発等の評価に関する高度な能力を有する人材の確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとした。（第三四条関係）

6　研究開発法人による出資等の業務

研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するもの（独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）は、当該研究開発法人の研究開発の成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができることとした。（第四三条の二関係）

7　研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設

政府は、独立行政法人の制度及び組織の見直しの状況を踏まえつつ、研究開発等を行う法人が世界最高水準の研究開発を行って最大の成果を創出するための運営を行うことを可能とする新たな制度を創設するため、必要な法制上の措置を速やかに講ずるものとした。（第四九条関係）

二　大学の教員等の任期に関する法律の一部改正関係

大学の教員等がその有期労働契約を期間の定めのない労働契約に転換させるための申込みを行うために通算契約期間が五年を超えることが必要とされていることについて労働契約法の特例を定め、一〇年を超えることが必要であるとすることとした。（第七条関係）

三　施行期日等

1　検討

㈠　国は、この法律による改正後の法律の施行状況等を勘案して、一の2の㈠から㈣までに掲げる者及び二の教員等の雇用の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとし、一の2の㈢及び㈣に掲げる者についての特例は、事業者において雇用される者のうち、研究開発能力の強化等の観点から特に限定して設けられたものであり、その雇用の在り方について、期間の定めのない雇用形態を希望する者等がいることも踏まえ、研究者等の雇用の安定が図られることが研究環境の早期の改善に資するという観点から、研究者等が相互に競争しながら能力の向上を図ることの重要性にも十分配慮しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条関係）

㈡　国は、研究開発法人の業務の実施状況等を勘案し、研究開発法人が一の6による出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことの適否について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとし、政府は、関係機関等が連携協力することが研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出に重要であることに鑑み、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体等の間の連携協力体制の整備について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第三条関係）

2　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、一の2及び6並びに二については、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（法律第一〇〇号）（公正取引委員会）

1　審判制度の廃止

公正取引委員会が行う審判制度に係る規定を廃止することとした。（旧第五二条～第六八条、第七〇条の二～第七〇条の四、第七〇条の六、第七〇条の七及び第七〇条の一五関係）

2　排除措置命令等に係る意見聴取のための手続の整備

㈠　公正取引委員会は、排除措置命令又は課徴金納付命令をしようとするときは、当該命令の名宛人となるべき者（以下「当事者」という。）について、意見聴取を行わなければならないこととした。（第四九条及び第六二条第四項関係）

㈡　当事者は、当該意見聴取に係る事件について公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧又は謄写（謄写については、当該証拠のうち、当該当事者若しくはその従業員が提出したもの又は当該当事者若しくはその従業員の供述を録取したものとして公正取引委員会規則で定めるものの謄写に限る。）を求めることができることとした。（第五二条関係）

㈢　意見聴取は、公正取引委員会が事件ごとに指定するその職員（以下「指定職員」という。）が主宰することとした。（第五三条関係）

㈣　指定職員は、当該意見聴取に係る事件について審査官等に、予定される排除措置命令の内容等を意見聴取の期日に出頭した当事者に対し説明させなければならないこととした。（第五四条第一項関係）

㈤　当事者は、意見聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに指定職員の許可を得て審査官等に対し質問を発することができることとした。（第五四条第二項関係）

3　排除措置命令等に係る訴訟手続の整備

排除措置命令等に係る抗告訴訟等は、東京地方裁判所の専属管轄とすることとした。（第八五条関係）

4　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇農地中間管理事業の推進に関する法律（法律第一〇一号）（農林水産省）

1　目的

この法律は、農地中間管理事業について、農地中間管理機構（以下「機構」という。）の指定その他これを推進するための措置等を定めることにより、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

「農地中間管理事業」とは、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域を事業実施地域として主に次の業務を行う事業であって、機構が行うものをいうものとすることとした。（第二条関係）

㈠　農用地等について農地中間管理権（農用地等について、機構が取得する賃借権等をいう。以下「管理権」という。）を取得すること。

㈡　管理権を有する農用地等の貸付けを行うこと。

㈢　管理権を有する農用地等の利用条件の改善を図るための業務を行うこと。

㈣　管理権を有する農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等の管理を行うこと。